平成２４年（フ）第４３７号
横浜市港北区綱島西２丁目３番２―522号、開始決定時の住所埼玉県所沢市向陽町2130番地の31
破産者　毛利えりか
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１５号
静岡市清水区辻４丁目４番13号
破産者　山田　一雅
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７５７号
愛知県春日井市稲口町４丁目19番地２　ウインザーＫ＆Ｙ506号
破産者　白鳥久雄こと　工藤　久雄
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
名古屋市西区那古野１丁目14番18号　那古野ビル北館605号
破産者　岡　　廣美
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６６号
名古屋市千種区千代が丘１番108―302号　千代が丘団地
破産者　西口　並希（旧姓新美）
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６９号
名古屋市北区西味鋺４丁目530番地　市営西あじま荘２棟310号
破産者　神林　　保
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００号
愛知県稲沢市国府宮４丁目16番27号
破産者　豊川　智也
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５１６号
神戸市西区伊川谷町有瀬141番地の５　１―239号、従前の住所神戸市長田区鶯町４丁目４番３号
破産者　植田　正己
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９号
高知県四万十市中村山手通３番地
破産者　古田　明實
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１８６号
大分市大津町１丁目22番16号　河野アパート202
破産者　加藤　孝司
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町146番地
破産者　富澤シズ子
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第９８号
北海道上川郡当麻町３条東３丁目１番32号、住民票上の住所北海道旭川市８条通24丁目353番地の10　小西ハイツ301号
破産者　石崎　裕公
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
北海道河東郡音更町緑陽台南区９番地８
破産者　高橋　裕二
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
山形県米沢市御廟３丁目13番29号
破産者　高橋　忠幸
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１４７号
相模原市緑区下九沢274番地25
破産者　重野　道夫
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４８号
栃木県那須郡那須町湯本206―1304　高橋宅、住民票上の住所相模原市緑区下九沢274番地25
破産者　重野　裕子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１４号
長野市伊勢宮１丁目17番29号
破産者　羽生田増美
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1429番地の２
破産者　谷　　博志
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
静岡県浜松市西区西山町59番地
破産者　内山　暁仁
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係